

議案第6号

富津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
富津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年5月12日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

千葉県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は同感染症の感染が疑われる被保険者のうち給与等の支払を受けている被保険者が休みやすい環境を整備するに当たり、傷病手当金を支給することを内容とする千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第4号）が施行されたことに伴い、市において傷病手当金の支給に係る申請書の提出を受け付けるため、条例の一部を改正するものである。

富津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

富津市後期高齢者医療に関する条例（平成20年富津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。